

同族会社の役員と会社との取引を行う場合の留意点などについての解説で、今回は、株式の譲渡制限規定を設けている会社の場合の株式の贈与についての手続関係の解説です。

1. 株式の譲渡制限規定を設けている会社の場合

株式の譲渡（贈与）について、譲渡制限規定を設けている会社において、承認機関の譲渡承認が必要とされていますので、手続は以下のような手順で行うこととなります。

- ①（譲渡承認が得られることを前提に）贈与契約書の締結
- ② 贈与者から会社へ譲渡（贈与）の申出
- ③ 会社の承認機関において審議・承認
- ④ 会社から贈与者へ承認の通知
- ⑤ 通知を受けて贈与を実行
- ⑥ 受贈者は会社に対して株主名簿の書換えを請求
- ⑦ 会社は株主名簿の書換えを実行
- ⑧ 法人税申告書別表第二の株主欄の変更
- ⑨ 贈与税の申告と納付

2. 承認機関が取締役会の場合の「臨時取締役会議事録」の見本

臨時取締役会議事録

1. 日 時：令和3年12月27日 午前10時00分から午前11時00分
2. 場 所：当会社本店会議室
3. 出席者：山田 春雄・山田 一郎・山田 二郎
4. 議 長：代表取締役 山田 春雄
5. 会議の目的事項並びに議事の経過の要領及び結果：
議長は、開会を宣し、議案の審議に入った。
6. 議案 株式の譲渡（贈与）承認の件
議長は、山田 春雄より当社の株式の一部を株式譲渡（贈与）承認請求書のとおり贈与したい旨の申し出があったことを述べて定款の規定により本取締役会においてその承認を行う必要があることを説明し、その承認を議場に諮ったところ、特別利害関係人である山田春雄を除き全員一致でこれを承認可決した。
贈与者 住 所 大阪市北区東天満1丁目2番3号
氏 名 山田 春雄
受贈者 氏 名 山田 夏子
株 数 普通株式 450株
贈与日 令和3年12月28日

ここにおいて、取締役会は別段の異議なく、これを承認した。

以上をもって本日の議事が終了したので、議長は閉会を宣した。

上記決議を明確にするため、本議事録を作成し、議長及び出席取締役が次に記名押印する。

以下、略

株式の贈与については、株式の譲渡制限会社であっても贈与契約書だけしか作成されていない事例も少なくありません。株式の贈与に当たっては、後日の紛争の防止の観点から、譲渡承認機関での承認を得ておかなければなりません。

（文責：山本和義）